

## 医療法人東湖会・奨学金貸与契約書

医療法人東湖会（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、  
次のとおり契約を締結する。

第1条 甲乙両者は、医療法人東湖会奨学金貸与規定に従い、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に定めるところにより奨学金を貸与する。

- (1) 貸与金額 月額 100,000円
- (2) 貸与金期間 平成23年4月～平成25年3月まで（24ヶ月間）
- (3) 利子 無利子
- (4) 返還 乙が、本契約の履行を実施不可能な場合に於いては、奨学金規定・第10条に定める返還を実施する。
- (5) 返還方法 奨学金規定・第10条による返還が生じた時は、甲は乙に対して奨学金返還明細書(様式6)を発行し、乙は、この金額を甲の指定する甲の金融機関口座に2週間以内に振り込むこととする。
- (6) 奨学金の支払 奨学金は、毎月末日に乙の指定する金融機関口座に振り込むこととする。
- (6) 貸与解除及び貸与の休止 奨学金規定・第9条に定める事項に該当する場合は、甲は乙に対して、奨学金の貸与の解除または休止を行う。
- (7) 連帯保証人 連帯保証人(以下、「丙」という。)は、本契約に定める一切の債務に対して、保証人となり乙と連帯して債務履行に務めることとする。

この、契約の締結を証するため、本契約書4通を作成し、甲・乙・丙1・丙2 記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 茨城県銚田市安房1650-2  
医療法人東湖会  
氏 名 理事長 横田 廣夫 (印)

乙 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

連帯保証人 丙1 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

連帯保証人 丙2 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)